

令和6年度 災害に係る住家の被害認定に関する検討会（第3回） 議事概要

1. 検討会の概要

- ・ 日 時：令和7年2月28日（金）14：30～16：30
- ・ 場 所：中央合同庁舎8号館3階災害対策本部会議室（Web会議併用）
- ・ 出席者：中埜座長、佐久間委員、田中委員、田村委員、外内委員、林委員、藤田委員、藤原委員、若松委員

2. 議事概要

検討項目についての委員からの主な御意見・コメント等は次のとおり。

(1) 調査手続の改善

【1次調査、2次調査の弾力的な実施】

- 自治体が1次調査や2次調査の実施方針を選択するに当たり、明確な場合分けをするのは難しいが、選択する実施方針ごとにどのような特徴があるのかを参考として示し、被害の実態、規模等に応じて、適切に実施方針を選択できるようにしてはどうか。
- 自治体・被災者双方に選択の自由度があることにより、自治体間で差異が生じた結果、混乱が生じる恐れことも考えられるので、自治体が全体効率を考えて調査方針を定め、また、その後に方針を見直すことも可能とするなど、その意向が尊重されることを大前提とする方が良いのではないか。
- 自治体が被災者から提供された写真等により2次調査から実施すべきと判断する場合の具体的な記載について、引き続き検討すべき。

【分かりやすい説明：被災者への周知用チラシ】

- 1次調査と2次調査の特徴として、判定結果が異なる場合があることや、調査方法・部位別構成比が異なることを示すことが考えられる。また、自治体職員が被災者に対して説明を行う場合と、被災者がチラシとして見る場合で、記載内容が変わってくるのではないか。
- 写真による現地調査を省略することが可能な場合として、被害が軽微な場合等の自己判定方式の文言を追記してはどうか。

【調査結果の開示】

- 調査票に基づく被災者への説明など、社会的な要請や自治体の負担も踏まえ、適切な表現を検討してはどうか。

(2) 第1次調査の適正化

【簡易な半壊判定基準の創設】

- 半壊だけではあるが、これまでは2次調査でしか判定ができなかったものについて、支援制度の早期適用の観点から、2次調査との整合を図った上で、1次調査の基準を示す方針については適切と考えられる。
- 屋根の損傷の基準に「雨漏り」を入れる場合、発災前から生じていたものや、かびが生えてから発見される場合なども考えられ、現場が混乱することも懸念される。
- 外壁や建具について、わずかな損傷がある場合などに判断の迷いが生じないように、どの程度の損傷が対象となるのか、定量的に示すべき。
- 創設する基準が1次調査の中に位置づけられた場合、新たに建具の確認が項目として増えるため運用が可能か懸念される一方、スピード調査としては必要なものと思われる。
- 1次調査は原則として外観調査による部位別損害割合の積み上げにより判定を行うため、チェックリストによる方法を新たに追加すると、基準が複雑にならないか。
- 新たに基準を設定する場合、対象となる住家がどの程度あるのか、併せて検討しておくべきではないか。
- 建具の損傷の判定として、外観から判定する必要があるが、鍵がかからない場合は防犯上支障となり、生活に影響があるため、判断ポイントになるのではないか。

【液状化被害を受けた住家の判定基準の見直し】

- 側方流動による住家被害は、移動量が数mに及ぶこともあるが、地盤表層の非液状化層に乗ったまま移動するため基礎が壊れない場合もある。基礎の破壊の有無のみに着目して判定するのではなく、元の建築位置まで戻すことができない場合は全壊とするなど、実情に合わせた判定を検討すべきではないか。
- 揺れによる傾斜と不同沈下による傾斜を現場で判断することがそもそも難しい。また、揺れは1/60以上、不同沈下は1/100以上が半壊と規定されているため、不同沈下による判定をさらに上の判定にした場合、判定結果の開きが大きくなりすぎることが懸念される。
- 液状化被害を受けた住家では、ベタ基礎の場合、持ち上げて傾斜修復が可能だが、無筋コンクリートの布基礎の場合はできないなど、基礎の種類により修復が可能かどうかが変わるが、それを判定に取り入れることは難しい。
- 地震による被害と同様に、生活支障の有無も考えつつ、基準の詳細について引き続き議論が必要。
- 新潟市は、罹災証明書の交付まで1か月を目標とし、80班体制で調査を実施した

が、大量の人員をオペレーションすることは課題が多いため、その際に想定される事態を自治体に示すなどすべきではないか。

(3) 第2次調査の迅速化・適正化

【調査手法の簡素化】

- 後々、被災者への説明が必要となった場合のために調査時の図面などを残しつつ、損傷の量も説明できるように簡略化する形がよいのではないか。
- 簡易な判定を行う場合、市町村間で判断が異なる場合は混乱が生じるため、市町村間で協議会等を設けるなどの対応が必要ではないか。

【損傷程度の例示の見直し】

- 地震による損傷については、修理する前の雨による浸水被害も多いことから、水害や風害と同様に、地震の損傷程度の例示に、浸水の損傷を入れてはどうか。
- 現場感覚と損傷程度を調和させるとともに、3区分に変更する際には、損傷の大きい程度Ⅳと程度Ⅴは1つの区分にまとめるのが良いのではないか。

(以 上)